

京都市告示第437号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成17年12月15日

京都市長 榊本 頼兼

臨時に開館する日 平成18年1月3日（火）及び1月4日（水）

（美術館）